

地方行政委員會議錄第三十八号

昭和二十九年四月五日(月曜日)

午後二時十二分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君

理事瀧尾 弘吉君 理事吉田 重延君

理事鈴木 幹雄君 理事西村 力弥君

理事門司 亮君

生田 宏一君 木村 武雄君

三池 信君 床次 徳二君

橋本 清吉君 石村 英雄君

北山 愛郎君 大石ヨシエ君

出席國務大臣 塚田十一郎君

出席府政委員

法制局長 林 修三君

自治行政次官 青木 正君

自治行政次官 鈴木 俊一君

總理府事務官(自治行政部長) 後藤 博君

委員外の出席者

總理府事務官(自治行政部長) 柴田 護君

總理府事務官(自治行政部長) 奥田 亨君

總理府事務官(自治行政部長) 大蔵事務官 鳩山威一郎君

大蔵事務官(主計官) 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

専門員 長橋 茂男君

四月三日

委員尾関義一君及び石村英雄君辭任につき、その補欠として三池信君及び勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同月五日

委員勝間田清一君辭任につき、その補欠として石村英雄君が議長の指名で委員に選任された。

四月三日

選挙違反の連座制強化に関する請願(山口シツエ君紹介) (第四一六五号)

地方税法の一部改正に関する請願外一件(小笠公昭君紹介) (第四一六六号)

貨物自動車運送事業に対する事業税の外形標準課税廃止に関する請願(中村清君紹介) (第四一六七号)

営業用トラックに対する自動車税軽減に関する請願(中村清君紹介) (第四一七八号)

クリーニング業に対する地方税軽減に関する請願(青柳一郎君紹介) (第四一八九号)

同(井出一太郎君紹介) (第四一七〇号)

同(加藤高蔵君紹介) (第四一七一号)

同(池田清志君紹介) (第四一七二号)

同(石村英雄君紹介) (第四一七三号)

同(古原貞雄君紹介) (第四一七四号)

同(三宅正一君紹介) (第四一七五号)

同(伊藤好道君紹介) (第四一七六号)

同(今澄勇君紹介) (第四一七七号)

同(田中彰治君紹介) (第四一七八号)

同(北吟吉君紹介) (第四一七九号)

同(三浦一雄君紹介) (第四一八〇号)

同(喜多壯一郎君紹介) (第四一八一号)

同(椎熊三郎君紹介) (第四一八二号)

同(古書齋業に対する事業税免除に関する請願(長谷川保君紹介) (第四一八三号)

同(都市警察存続に関する請願(大矢省三君紹介) (第四一八四号)

同(町村合併促進関係法規の改正に関する請願(鈴木義男君紹介) (第四一八五号)

同(助川良平君紹介) (第四一八六号)

同(栗山博君紹介) (第四一八七号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四一八八号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四一八九号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四一九〇号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四一九一号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四一九二号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四一九三号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四一九四号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四一九五号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四一九六号)

同(田中彰治君紹介) (第四一九七号)

同(北吟吉君紹介) (第四一九八号)

同(三浦一雄君紹介) (第四一九九号)

同(喜多壯一郎君紹介) (第四二〇〇号)

同(椎熊三郎君紹介) (第四二〇一号)

同(古書齋業に対する事業税免除に関する請願(長谷川保君紹介) (第四二〇二号)

同(都市警察存続に関する請願(大矢省三君紹介) (第四二〇三号)

同(町村合併促進関係法規の改正に関する請願(鈴木義男君紹介) (第四二〇四号)

同(助川良平君紹介) (第四二〇五号)

同(栗山博君紹介) (第四二〇六号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二〇七号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二〇八号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二〇九号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二一〇号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二一一号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二一二号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二一三号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二一四号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二一五号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二一六号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二一七号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二一八号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二一九号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二二〇号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二二一号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二二二号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二二三号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二二四号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二二五号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二二六号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二二七号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二二八号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二二九号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二三〇号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二三一号)

同(田中彰治君紹介) (第四二三二号)

同(北吟吉君紹介) (第四二三三号)

同(三浦一雄君紹介) (第四二三四号)

同(喜多壯一郎君紹介) (第四二三五号)

同(椎熊三郎君紹介) (第四二三六号)

同(古書齋業に対する事業税免除に関する請願(長谷川保君紹介) (第四二三七号)

同(都市警察存続に関する請願(大矢省三君紹介) (第四二三八号)

同(町村合併促進関係法規の改正に関する請願(鈴木義男君紹介) (第四二三九号)

同(助川良平君紹介) (第四二四〇号)

同(栗山博君紹介) (第四二四一号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二四二号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二四三号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二四四号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二四五号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二四六号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二四七号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二四八号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二四九号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二五〇号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二五一号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二五二号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二五三号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二五四号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二五五号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二五六号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二五七号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二五八号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二五九号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二六〇号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二六一号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二六二号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二六三号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二六四号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二六五号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二六六号)

同(田中彰治君紹介) (第四二六七号)

同(北吟吉君紹介) (第四二六八号)

同(三浦一雄君紹介) (第四二六九号)

同(喜多壯一郎君紹介) (第四二七〇号)

同(椎熊三郎君紹介) (第四二七一号)

同(古書齋業に対する事業税免除に関する請願(長谷川保君紹介) (第四二七二号)

同(都市警察存続に関する請願(大矢省三君紹介) (第四二七三号)

同(町村合併促進関係法規の改正に関する請願(鈴木義男君紹介) (第四二七四号)

同(助川良平君紹介) (第四二七五号)

同(栗山博君紹介) (第四二七六号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二七七号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二七八号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二七九号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二八〇号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二八一号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二八二号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二八三号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二八四号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二八五号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二八六号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二八七号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二八八号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二八九号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二九〇号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二九一号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二九二号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二九三号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二九四号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二九五号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二九六号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二九七号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二九八号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四二九九号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四三〇〇号)

同(佐藤善一郎君紹介) (第四三〇一号)

付することによつて陳情を省略したいと思ひます。さういふ御承知を願ひます。

それじや今のニュース映画の方から持つて来られた陳情書を各委員に配付してくだされ。

○中井委員長 これより地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案及び地方財政法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。両案につきましましては、提案理由の説明を政府より聴取いたしておりますが、さらにこれが補足説明を政府より聴取いたすことといたします。柴田財政課長。

○柴田説明員 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案並びに地方財政法の一部を改正する法律案につきまして、逐条的に御説明申し上げます。便宜上お配り申し上げております新旧対照表をらん願ひたいと思ひます。新旧対照表に従ひまして御説明させていただきます。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案でございますが、最初に地方財政平衡交付金法の題名を地方交付税法と改めさせていただきます。これは地方財政平衡交付金法の基本理念に立脚しながら、その地方団体の調整財源としての地方交付税の持つております性格より地方団体の独立財源としての性格を強くするといふのが、この改正の一つの根本目標でございますので、それに従ひまして地方財政平衡交付金という名称を全部地方交付税に改めたのであります。それに従ひまして法律の名前を地方交付税法に改めました。

第一条は、法律の目的であります。地方自治の本旨の実現に資する

ために、地方団体に対し適当な財源を供与し、もつてその独立性を」といふところの「地方団体に対し適当な財源を供与し、」という文句を削除いたしております。これは地方交付税が地方団体共有の地方財源であるといふ趣旨にかんがみまして、地方団体に国から何か財源をやるんだという感じが、既存の条文を踏襲いたしまして残つて参りますので、その部分を落しまして、地方団体の独立財源だといふ觀念を強くするために、「適当な財源を供与し、」という文句を削つたのであります。

第二条は、地方交付税の意義を掲げております。その第一号に地方交付税の意義として「第六条の規定により算定した所得税、法人税及び酒税のそれぞれ一定割合の額で地方団体がひとしくその行すべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいふ。」第六条の規定と申しますのは、あとで出て参りますが、所得税、法人税、酒税の一定割合の額をもつて地方交付税とするといふ条文でございます。それで「地方団体がひとしくその行すべき事務を遂行することができるように」といふ文句を残してありますのは、地方交付税も究極におきましては、地方団体が地方財源に關して行います事務の最小限度を保障するんだといふ基本觀念を残してありますので、「ひとしくその行すべき事務を遂行することができるように」といふ字句を存置したのであります。第六号は測定単位の規定でございますが、「普通交付金の總額を算定し、及び配分する」とあるのを削ります。地方財政交付金の場合におきましては、その總額

の算定を測定単位の數に、それ／＼單位費用を乗じました額を積み上げたものを總額として計上しなければならぬといふのが本来の總額のきめ方でありまして、そのきめ方がかわつて来ますので、その總額を算定する基礎として測定單位が直接働いて来るのはなくなつて参るわけでありまして、そこで「普通交付金の總額を算定し」といふ文句を削りまして、「普通交付税を交付する」といふことにかへしたのであります。第七号は、用語の整理であります。読みかへただけでございます。

第三条は運営の基本に關しまする条文でございますが、第一項、第二項は、地方交付税の總額は、當然に所得税、法人税及び酒税の一定割合の額としてきまつて参りますので、国がどのようにに予算を組むかといふ予算の組み方あるいは国が予算の成立後におきまして、數値の増加云々といふようなことはまつたく意義を失つて参りますので、一項、二項を削除したのであります。従ひまして旧第三条第三項が第一項になつて参ります。この旧第三項が第一項の初めの改正は、「国の予算に計上された交付金の總額」といふのは、當然に第六条の規定によりまして、自動的に算定された地方交付税の總額になるわけでありまして、またその末尾の「衡平にその超過額を補てんすることができるように配分しなければならぬ」といふのは、地方財政平衡交付金の場合におきましては、その基本財政需要額と財政収入額との差額そのものが地方財政平衡交付金の額になるわけでありまして、地方交付税の場合におきましては、究極におきましてはその超過額を補填することを目標といたし

ておりますので、都市によりましてはその差額よりもオーバーする場合もありますし、また都市によりましては少い場合もあるわけでありまして、それで「その超過額を補てんすることを目途として交付しなければならぬ」といふふうな、長期的に財源を保障するという感覺を出しておるのであります。第四項は字句の読みかへであります。

第四条も第五条もともに交付税を交付いたしますことによりする字句の整理であります。第六条は交付税の總額の規定であります。「所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の二十をもつて交付税とする。」所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の二十であります。従ひまして、本来徴収されましたもののそれぞれ百分の二十の額が交付税になるわけでありまして、しかしながら現実問題といたしましては、予算にはそのように組むわけには参らないので、第二項で予算の組み方を書いておるわけでありまして、「毎年度分として交付すべき交付税の總額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十に相當する額の合算額」とこれが国の予算に上げられますと、所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の二十の額でございますから、つまり収入見込額の一定の額、それに「当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額をこえて交付した額を当該合算額から減額した額とする。」これは当初予算に一応組みました所得

税、法人税、酒税の二〇%の額が組まれるわけでありまして、それが決算いたしますと、年度によりましてあるいは自然増収があつたり、あるいはその予算額に税収入が至らなかつたといふような場合があるわけでありまして、それが翌々年度において第一項の規定によりまして、當然にそのうちの二〇%の額といふものは、地方税なのであります。地方団体の財源なのでありますから、予算に組まなければならぬことになつて参ります。その額のことを後段に書いておるわけでありまして、従ひまして毎年度分として予算に計上すべき額といふものは、その年度におきましてその見込税額と、それからその以前の年度におきまして実際に収入された額と予算額との差額の二〇%の額、これをかけんした額であるといふことが、ここからうたつてあるわけでありまして。

第六条の二は交付税の種類でございます。交付税の種類は、地方財政平衡交付金の場合と同じように、普通交付税と特別交付税になるわけでありまして、普通交付税の額と特別交付税との額のきめ方は、交付税の總額が初めからきまつて参るわけでありまして、地方財政平衡交付金の場合のように、普通交付税の額を基礎にいたしまして特別交付税の額を算出するわけには参らないのであります。そこで大体現行法の平衡交付金の普通交付金と特別交付金の比率を參照いたしまして、總額の百分の九十二に相當する額を普通交付税とし、總額の百分の八に相當する額を特別交付税にすることとしたのであります。

第六条の三は、特別交付税の額の変

更等であります。これは総額が自動的にきまつて参りますために、基準財政需要額と基準財政収入額との差額につきまして普通交付税を計算するわけでありまして、その場合にその差額の合算額と普通交付税の総額とが合致しない場合ができて参ります。そこでその場合におきましては、もしその差額、つまり現行法では財源不足額という言葉を使つてございすが、財源不足額をオーバーして普通交付税の総額がある場合におきましては、その越えた部分は特別交付税の中に入れる。もし足りない場合におきましては、まず交付税全体の中で調節をする。その場合にまず特別交付税からその足りない部分を補う、但し特別交付税は総額の百分の六を限度として、六になるまでの間は特別交付税を食つて行くということにいたしまして、できるだけ交付税の中におきましてその間の調節をして行くという建前にしておるわけでありす。しかしながらこの財源不足額と交付税の総額つまり所得税、法人税、酒税の一定割合の額とが非常に開いて参つた場合、この場合におきましては、やはり地方交付税の総額の問題につきまして検討を加えなければならぬわけでありまして、その場合におきましては、引続きその財源不足額の総額、つまり第十條第二項の本文の規定によつて、各地方団体について算定した額の合算額、これと非常に異つて参りました場合においては、まず地方財政もしくは地方行政に対して制度の改正等を考へる。それからまたは所得税、法人税及び酒税の二〇%という率につきまして検討を行う、このようにいたしまして地方団体が必要な事務を行うた

めに最小限度必要とされる財源の補償を、なるべく地方団体自力でやるということをする建前にいたしまして、地方財政の自律性を強化するということをねらいとしたのであります。

第七條、第八條、第九條はともに地方財政平衡交付金を地方交付税法に變更いたしましたに伴ひましての字句の整理であります。

それから第十條は各地方団体に対して交付いたしました普通交付税の額の算定でございすが、この算定方法としては現在の地方財政平衡交付金の中の普通平衡交付金の算定方法を踏襲いたしておりますが、ただその基準財政需要額と基準財政収入額との差額が、普通交付税の総額に不足いたしました場合に、百分の二の額を限度といたしまして、特別交付税の額を普通交付税にまわし、それでもなお足りないという場合におきましては、基準財政需要額に按分いたしまして調節をいたすことといたしたのであります。この調整の方法は現行法におきまして地方財政平衡交付金の場合と同じであります。第三項、第四項、第五項ともに字句の整理であります。第五項の場合、これは普通交付金を算定いたしました場合、その普通交付金の総額が各地方団体に對しまして交付すべき普通交付金の総額との間の差額がありまして、その差額を調整する規定でありすが、その場合に現行法におきましては余つた場合と不足するときとの調整規定を置いておりますが、地方交付税の場合には余つた場合は特別交付税に入れるという規定を前に置いてありますので、足らなかつた場合だけの調整方法をここに書いておるわけでございます。

ます。「不足額は、当該年度の特別交付税の総額の一部をもつて充てる」と言いかへますならば、まず普通交付税の総額は所得税、法人税、酒税の百分の二十できまつて来るので、そのきまつて来た総額と、各地方団体につきまして基準財政需要額と基準財政収入額との差額を算定いたしました額とが非常に違つて来る。その場合において不足する場合におきましては、まず特別交付税の一部をもつて充てる。つまり総額の百分の二を充てる。それでもなお不足いたします場合におきましては、調整率を乗じて調整する。そこで生じた誤差は、この十條の五項の規定によりまして、特別交付税の一部をもつて充てる。結局残りまして百分の六の一部をもつて充てるということでありまして、いふ／＼計算して参ります場合の一番最後の調整の規定が、十條の第五項であります。

第十二條は測定単位の範囲及び費用の規定であります。経費の種類につきましては、ことしの七月から新しく府県に府県警察が設けられますのと、従ひまして地方団体の道府県の経費の種類の中に、新しく警察費という費目を設けました。と申しますのは、警察職員数につきましては、新警察法案が一定の基準を政令で定めることになつておりますが、その政令で定めまして、そのころの定員を基礎にして計算いたしますのが、警察費の基準財政需要額を計算いたしますのに、最もよく経費の大小を現わすことになりまして、警察職員数を測定単位にとつたのであります。

それから単位費用の計算の中で變更いたしましたのは、別途お手元に、單位費用積算につきまして改訂要領をお配りしてございすが、主として給手改訂の平年度化に伴ひますところの財政需要の變更と、それから今回の予算で国庫補助金等につきまして整理が行われましてのに伴ひまして、特定財源等が變更して参ります。それによりまして變更、それから物件費につきまして若干の手直しをいたしました。お手元にお配りいたしております地方交付税関係参考資料という刷りものの八ページにその要領を掲げてございす。一つは、給手関係経費につきまして、ベース・アップの平年度化を計算に入れたのであります。それから賃金等については、国に準じて統一単価表によつて計算いたしました。旅費につきましては、鉄道運賃の改訂を織り込んであります。それから普通庁費につきましては、国庫予算におきまして、この地方プログラムの官庁単価によるほか、建築単価、自動車維持費等につきましては、いずれも国の予算単価を基礎にしてきめたのであります。それから国庫補助負担金を伴う経費につきまして、それ／＼特定財源として控除すべき国庫補助負担金の率がかつて参りますので、かわつた率につきまして計算を直しております。言いかへますならば、補助金等の整理に伴ひまして、地方の一般財源に振りかえられまして、その積算の基礎に入れたのであります。廃止補助金につきましては同様であります。

それから第十二條の第二項でございすが、測定単位の数値の算定の基礎を明らかにいたしました。これは測定単位でそれ／＼警察職員数とか、人口と

か、道路の面積といったようなものをそれ／＼使つておりますが、それがどういふものかというところの定義を明らかにしたのであります。従来大體総理府令で定めておつたのであります。それを法文の上でいふにあげまして、明確化したのであります。

第十三條は測定単位の数値の補正であります。補正方法につきましては、従来は細目まで法律では簡単な規定がありまして、それに基づいて法律で定めることになつておつたのであります。今回は元の趣旨にもどりまして、法律で規定し得る範囲だけ法律で規定することにしたのであります。

従ひまして十三條の一項は、「法律で定める方法により、一と一をを削除いたしまして、その方法を四項以下に書いたわけでありす。

第二項は種別補正の方法を明らかにしてあります。それから古い第二項、新しい第三項の改正規定は、第一項、第二項の改正に伴う整理であります。

第四項から第五項、第六項、第七項、第八項、これが新しい規定であります。第四項は、測定単位の補正係数の算定方法について、基本原則を書いております。どういふもので測定単位を補正して行くかというところは、新しい三項、現行法の二項にあげておるわけでありまして、四つの補正事由があるわけでありすが、その補正事由のそれ／＼のきめ方を四項以下に書いておるわけでありす。この第四項以下において書いておりますのは、大體現行法に基きまして、現在総理府令で

めております方法をここにあげてお
ります。ただ第四項の但書で「前項第
一号から第四号までの補正の二以上を
あわせて行つた場合においては、二以上
の事由を通じて一の率を定め、又は各
事由ごとに算定した率を連乗して得た
率によるものとする。」これは最も顕
著な例は、密度補正と段階補正をあわ
せ行ひました場合に適用することを
予想しておるのでございますが、密度
が非常に低いところで、段階補正がき
き過ぎて、密度補正が十分に働かない
場合がある。つまり密度補正で上
げて、段階補正で係数が落ち過ぎる
という場合がある。つまり、不必要
に基準財政需要を越す場合があるので
あります。そういう場合におきまして
は、密度補正に比して、段階補正率
をきめて行くのが適當ではないか。そ
こで同じような事由は、密度と段階の
場合に限らず、いわゆる三つの態容補
正と段階補正というような場合にも起
り得ると予想されるのであります。が、
そういう場合を予想して、二以上の
事由を通じて一つの率をきめる、両方
の係数をかみ合せて一つの補正係数を
きめて行くという方法をとつておるの
であります。かような方法でそういう
ようなことができる。またその事由ご
とに算定した率を連乗して、出た率を
乗じて補正をして行くということにし
たのであります。四項の第一号が段階
補正のきめ方でありまして、段階補正
の算定はその「行政に要する経費の額
が測定単位の数値の増減に応じて通減
又は通増するものについて行つたもの
と、当該補正に係る係数は、超過累進
又は超過累進の方法によつて総理府令
で定める率を用いて算定した数値を当

該率を用ひないで算定した数値で除し
て算定する。」二号は密度補正の算定
の方法を書いてあります。三号は態容
補正であります。四号は寒冷補正であ
ります。この算定の方法はあとで具体
的に例をあげまして御説明申し上げた
と思います。

それから第十四条は基準財政収入額
の算定方法でございます。これも現行
法の規定を大體踏襲いたしております
が、入場譲手税の持っております性格は交
付税と本質上同じでありますので、基
準財政収入額を算定いたします場合に、
基準財政収入額といたしましては当該地
方団体の普通交付税の総額と、その団体
の入場譲手税の収入見込額の合算額を
基準財政収入額とする。言いかえま
すならば府県につきましては入場譲手税
というものはまる／＼百パーセント控
除する。基準財政需要額と基準財政取
入額との差額、つまり交付基準額を定
めます場合には全部が収入とみなす。
言いかえましますならば、入場譲手税は地
方交付税の一部と考えておるわけであ
ります。十四条第二項は地方税法の改
正で道府県民税を創設いたしましたの
に伴ひまして、その所得割の基準財政取
入額の算定方法を書いてあります。その
二項のまん中どこかに「個人に対する
道府県民税の所得割については、所得
割の課税総額の算定に用いる標準率」
百分の五であります。「標準率とし、個
人に対する市町村民税の所得割につ
いては、所得税額を課税標準として算定
するものとし、その税率は、百分の十
三とする。」これは道府県民税の制定
に伴ひまします市町村民税の標準税率
が落ちて来るわけでありましますので、

落ちて来た標準税率百分の十三を使
うことにいたしてあります。税法改正
に伴ひます訂正であります。第三項
は基準財政収入額の算定方法の基礎を
明らかにいたしてあります。これも新
しい規定であります。道府県民税に
つきましては均等割につきましては個
人分は人口、法人及び法人でない財
団等は納税義務者数、これを基礎に
して算定する。所得割は前年度分の
所得税額を使う。法人税割は現在の法
人事業税と同じように最近のいわゆる
分割法人につきましては「最近の事業
年度に係る法人税割の課税標準」額
を使い、その他の法人につきまして
はその区域内におきまします前年度分
の法人税額から分割法人にかかる法
人税額を引いたものを使う。事業税
につきましては個人の行います事業
に対する事業税は、事業所統計を使
ひまして、それ／＼個人業主の数と、
それから個人業主の所得額を使い
まして算定したものといたしてあり
ます。これは大體現在やつてありま
す。これは大體現在やつてありま
す。事業税の算定方法と同じでありま
す。法人の事業税につきましても大體現在
と同じであります。分割法人につき
ましては最近の事業税の課税標準をと
る、言いかえましますならば実績をとつ
ておるわけでありまします。その他の法人分
につきましてはその区域の法人税の課
税の基礎となつた所得額をとりまして、
それから分割法人の分を引くといふこ
とにいたしてあります。不動産取得税
は前年度中におきまします登録税額並び
に前年中の家屋の建築坪数を基礎に
いたしまして算定をいたすことにいたし
てあります。道府県民税消費税は前
年度中のタバコ小売売上額を基礎とす

ることによりましてあります。遊興飲食
税につきましては個人と法人にわかち
まして、個人は飲食店、旅館、食席の別
にそれ／＼前年度分の所得税の課税の
基礎となつた所得額を使い、法人につ
きましては同じように法人税の課税の
基礎となつた所得額を使うこととい
してあります。自動車税は自動車の種
類別の台数を使ひます。鉦区税は鉦業
法によりまして登録された鉦区の面積
を使う。狩猟税は狩猟者法の規定によ
りまして知事が狩猟免許状を下付いたし
ました者の数を使うことにいたしてあ
ります。固定資産税は大規模償却資産
で府県分の固定資産税は昭和三十年か
ら働くことに地方税法の改正案ではな
つてありますが、いわゆる大規模償却
資産で一定のものにつきましては道府
県に課税権を持たすという規定により
まして、道府県に固定資産税が徴求さ
れることがあるわけでありまします。が、
その場合の固定資産税の算定の方法
を書いておるわけでありまします。そ
でそれは大規模償却資産につきまし
て道府県が固定資産税を課することが
できるとされる当該年度分の価額の合
計額から市町村が課することができ
る固定資産税の課税標準額を――別途市
町村の固定資産税の算定で課税標準額
の総額は出て参るわけでありまします
から、それから市町村分を引けばいいわ
けであります。入場譲手税は道府県の
人口を使うことによりましてあります。
市町村民税の基準財政収入額の算定方
法も、おおむね道府県と同じように
現行の算定の方法を基礎にいたしまし
て規定いたしてあります。市町村民税
の均等割、所得割、法人税割は府県民
税と同様であります。固定資産税の土

地は平均価格を使うことにいたしてあ
ります。但し宅地、田、畑、山林、原
野及び堀田以外のものにつきまして
は、種類別の賃貸価格を使うことに
いたしてあります。家屋は一坪当りの平
均価格及び床面積を使ひます。償却資
産につきましては自治庁長官または都
道府県知事が配分いたしますものにつ
きましては配分価格、船舶につきまし
ては市町村の区域内に定着港を有する
船舶のトン数を使う。その他の償却資
産につきましては最近の事業所統計調
査の結果による従業者数を使うことと
いたしてあります。これも大體今まで
つて参りましたのを基礎にいたしまし
て、その方法を規定することにいたし
ておるのであります。自動車荷車税は
種類別の台数、タバコ消費税は道府県
のタバコ消費税と同じように前年度中の
タバコ小売売上額、電気ガス税は前年
度中に納入された、または納付された電
気ガス税、鉦産税は生産量及び山元価
格をとる。木材引取税は木材の生産石
数及び価格、入湯税は旅館業法により
ますホテル及び旅館で、鉦泉浴場を持
つもの、またはその客室の畳数による
ことによりましてあります。
第十五条は特別交付税の額の算定の規
定であります。実体は地方財政平衡
交付金の場合の特別交付金と同じよう
に、基準財政需要額の算定方法によつ
て補填されなかつた特別の財政需要が
あること、また基準財政収入額のうち
で著しく過大に算定されて財政収入が
あること、あるいは交付税の算定期日
後に生じた災害等のために特別の財政
需要があり、あるいは財政収入の減少
があつたというような特別な事情によ
つて配ることによりましてあります。従

いまして条文といはしめては、字句の整理をいたしております。

十六条は交付時期であります。これも基本的な考え方は現行法と同じであります。字句の整理であります。

以下十七条から二十条の三まで、ずつと交付税と交付金の字句の整理をいたしております。

それから附則であります。附則の第一項は交付税の施行並びに適用時期であります。

二項は固定資産税にかかる個々の財政収入額の算定の基礎に關し、条文であります。この条文のうちで固定資産税にかかります部分は、地方税法の改正法でも、昭和三十一年度からということになっておりますから、交付税法におきまして、三十一年度から適用することになっております。

第三項は、昭和二十九年におきましますところの所得税、法人税、酒税の率の読みかえであります。昭和二十九年におきましては、所得税及び法人税並びに酒税の百分の二十というものが、所得税及び法人税の収入額のそれ、百分の一九・六六、酒税の百分の二十というように使われております。酒税の百分の二十というのは、所得税法、人税と酒税とは税の性格が違ひまして、片方は直税であります。片方は間税であります。また地方団体側からも、酒消費税をつくれといったような要望等もありますので、酒税につきましましては、酒税に對します交付税の割合をいたしましては百分の二十を原則といはしめて、片方の所得税、法人税の率を本年年度の地方財政計画を基礎にいたしまして、地方交付税額の總額を出しましたこととの比率を求めた結果、

一九・六六となつたのであります。

それから第四項は、単位費用の測定單位の數値並びに單位費用のところ、昭和二十九年におきましては警察費につきましまして、道府県の警察費は七月以降九箇月分でありまので、九箇月分の額をここに掲げてあります。また市町村分につきましまして、二十九年度の七月までは警察費があるわけでありまので、本法では警察消防費の警察費を全部削減いたしてあります。昭和二十九年におきましては、警察費を存置することにいたしてあります。

それから第五項であります。第五項は基準財政収入の算定方法であります。法人税割の算定方法につきましましては、当該法人にかかる最近の事業年度にかかる法人税割の課税標準、つまり道府県民税のうち法人税割につきましましては最近の法人税割の額、つまり市町村民税の法人税割の額であります。この法人税割と書きました場合には最近の法人税割の額をとるのであります。が、最初の初年度におきましては道府県民税等におきまして法人税割の額がないわけでありまので、そこで便宜最初の年度におきましては、市町村民税のうちの法人税割の課税標準額をとることに読みかえておく必要があるものであります。また償却資産につきましても、同じように三百八十九条の規定により自治庁長官または都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するものなどという規定をいたしてあります。その場合に、昭和二十九年におきましては三百九十一条の規定が残るわけでありまので、三百九十一条の規定によつて自治庁長官または

都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するものというふうに読みかえておく必要があるものであります。〔委員長退席、加藤精一委員長代理着席〕

それから第六項は普通交付税の交付の算定方法に關する規定であります。この場合に前年度における当該地方団体に対する普通交付税の額ということに本法はなつております。昭和二十九年におきましては、前年度におきましては平衡交付金だけがありまして交付税がないわけでありまので、普通交付金の額というふうに読みかえておくのであります。

この次の七項、十九条の規定に關します経過措置は、地方財政平衡交付金の規定によりまして算定された普通交付金の額の算定について錯誤がありました場合においては、二十八年度以前の地方財政平衡交付金における錯誤は、昭和二十九年以降に於いて普通交付税に對する措置することができるといふ、錯誤修正に關する規定のつなぎの規定であります。これを置いておきまさんと、錯誤の訂正ができなくなりまので、経過的に読みかへ規定を設けておく必要があるものであります。

それから第八項は奄美群島に關します地方交付税の特例であります。これは地方交付税は別途地方交付税及び地方譲与税の特例会計法によつて整理されるわけでありまので、奄美群島に關します地方交付税に關しましては、奄美群島善後処理費といたしまして一般会計に一括して計上されておりますので、放置しておきまさんと、これが交付税として適用がなくなるのであります。そこで奄美群島にかかります地方

交付税につきましましては、政令で特例を設けまして、一般会計から直接算定いたしまして奄美群島にかかる市町村に交付ができるようにいたす必要があるわけでありまので、つまり言いかえまなら、このまき置いておきまさんと、奄美群島にかかります善後処理費から地方交付税にかかります特別会計に移すわけでありまので、その移しかえがでなくなるのであります。そこで特例を設けまして、移しかえすに一般会計から出すようにするため、特例を設けたのであります。

九項は、自治庁設置法の規定の整理であります。地方財政平衡交付金が地方交付税にかかりますことに伴ひまして、字句の整理をいたしてあります。十項、十一項、十二項、十三項は、地方税法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、町村合併促進法、災害救助法、いずれも地方財政平衡交付金が地方交付税にかかわることによる字句の修正であります。

以上が地方財政平衡交付金法の一部改正の逐条の御説明であります。

○加藤（精）委員長代理 引続き地方財政法の一部を改正する法律案の逐条説明を願ひます。

○柴田説明員 引続きまして、地方財政法の一部を改正する法律案につきまして、条文について御説明申し上げます。

これも便宜お手元にお配りいたしてあります新旧対照表をごらん願ひたいと思ひます。

第四条の二は、地方公共団体におきまします財政運営の基本原則として、年度の財源の調整の規定を設けることとしたのであります。一地方公共団

体は、当該年度において地方交付税法の定めるところにより交付を受けた交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該交付税の額の算定に用いられた基準財政需要額を著しくこえる場合においては、災害その他やむを得ない事由がある場合を除き、当該超過額に相当する額の一部を積み立て、又は地方債の償還財源に充てる等翌年度以降における財政の健全な運営に資するための措置を講ずるようにならなければならない。これは地方交付税制度が設けられますに伴ひまして、地方団体側から見ますならば、年度間におきましては非常に必要額をオーバーいたしまして、一時に普通交付税が交付される場合、あるいは特別交付税を含めて交付税が多く交付される場合もありまので、また交付税が必要額を満たさない場合も起るわけでありまので、そこでこの間の調節を両の側でやるか、地方の側でやるかという問題があるわけでありまので、地方財政の自主性という見地から、地方公共団体においてその間の調節をとるのが望ましいのであります。そこで今回の地方交付税にかかります法律の規定におきましても、そういう場合には地方団体が自分で自己の財源調節をやるのだという建前で、制度改正を考へておるのであります。それに伴ひまして、地方財政法の一部を改正いたしまして、地方公共団体は、非常に多く地方交付税が参りました場合においては、不足する場合のことを考へに入れて財政運営をやらなければならないという、財政運営の原則を規定することとしたのであります。ここで「交付を受けた交付税の額とその算定に用いられた基準財政

収入額との合算額」と書いてありますのは、いわゆる一般財源と称されるものでありまして、「当該交付税の額の算定に用いられた基準財政需要額」というのは、一般財源によつてまかなうべきところの必要最小限度の額を算定したてゐるわけでありまして、従いまして、一般財源の額が基準財政需要額を著しく越える場合といふのは、財源が非常によけい来たといふ場合であります。この場合におきましては、災害の場合は別であります。一般的にその一部を積み立て、あるいは地方債の償還財源に充てまして、間接的に将来の財政負担を軽減するといふ措置をとることにいたしました。将来の財政運営の健全性を確保するといふ措置をとるよりにいふのが、第四条の二の趣旨であります。

第五条は、地方債の制限に関する規定であります。これは地方税法の改正に伴ひまして所要の規定の整備をはかつたのでありまして、第五号の「普通税の税率がいずれも標準税率以上である地方公共団体において」云々という条文は、いわゆる公共施設並びに公用施設につきましては、標準税率以上をとおつておる場合でなければ、地方債を起すことができないというような規定であります。この場合に従来入場税、鑑収税等いわゆる一定税率のものにつきましては除外例を置いておつたのであります。つまり標準税率がないうけでありますので、そのものにつきましてはいずれも税率そのものという規定を置いておつたのであります。入場税が入場譲手税にかかりましたので、これがなくなる、そのかわりに新たにタバコ消費税が加わりますので、タバ

コ消費税を加えて、字句の整理をはかつたのであります。また個人に対する道府県民税の所得割につきましては、標準率を使うといふよりに字句の整理をいたしております。

第三項の場合は、道府県民税の制定に伴ひまして市町村民税のいわゆる第二方式をとりまして場合の読みかへ規定であります。この場合に道府県民税ができませんので、百分の十八を百分の十三、百分の十を百分の七・五といふよりに変更いたしております。これも地方税法の改正に伴ひます字句の整理であります。

第五条の四は、地方債に關します商法の適用規定であります。これはいわゆる公債債が最近地方債の場合に多くなつて参つておりますが、この地方債の消化を完全にし、また信用を高めますために、ある程度商法の規定を適用しております。社債の規定と債券の規定を新たに適用いたしました。三百七条と申しますのは記名社債の移転の規定であり、三百六条といふのは社債元利金請求権の時効の規定であります。

第十条の規定は、負担区分に關する規定であります。第十条の二十二号の未引揚邦人の調査に要する経費は、地方団体が負担する義務を負わない経費の方に移しました。それから漁業関係の調整に要する経費、これは従来地方団体が負担する義務を負わない経費とされておりましたが、これは現在国が全部負担する関係の仕事がほとんどなくなりましたので、国がその一部を負担する経費といたしました。そういうことで未引揚邦人の調査に要する経費の方は、国の負担する経費に持つて

行つたわけでありまして。

十條の三は、条文の整理であります。十條の四は、あへんの取締に要する経費で、これは従来なかつたのであります。あへんに關します法律の制定に伴ひまして、この経費を十條の四に、地方公共団体が負担する義務を負わない経費といたしまして加へること

十二條は、警察制度の改正に伴ひまして、地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費のうち、国家地方警察に要する経費を警察庁に要する経費と振りかへたのであります。

二十六條は、地方財政平衡交付金の減額に關します規定であります。これも地方交付税の制定に伴ひまして地方交付税に改めまして、字句の整理をいたしております。

それから三十六條でございますが、国がその全部又は一部を負担する法令に基いて実施しなければならぬ事務に要する経費に關する特例第十條第七号の二の規定、及び同條第八号の規定中、母子手帳に關する規定は、今回の補助金整理に關する特例法によりまして、当分の間国が負担せず、全部地方財源に振りかへるといふ建前になつております。それでそれに歩調を合せまして、第三十六條におきまして、これらの規定につきましては、当分の間、適用しないという特例を置きまして整備をはかつていふのであります。

以上が地方財政法の一部を改正する法律案につきましての逐条の御説明でございます。

○加藤(精)委員長代理 これより以上二つの法案に対します質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次これを許します。門司亮君。

○門司委員 私は、きょうは内容にはほとんど触れませんが、概略的にこのことについてだけ質問をしておきたいと考えております。

第一番に大臣にお聞きしておきたいと思ひますことは、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案といふことになつております。そうして案の内容を見てみますと、「地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。」として、「地方交付税法」と、こう書いてあります。これは一体地方財政平衡交付金法と解釈していいのかわれは迷うのであります。この点について、大臣は一体どつちがほんとうだとお考えになつておるか、その点をひとつはつきり教えていただきたいと思ひます。

○塚田國務大臣 まことにどうも適切なお尋ねで、私もどうお答えしていいかわからぬので、まづまづのめりでありまして、もちろん今度地方交付税法になりますから、これは地方交付税法、とこいういふよりに御理解願わなければならぬ性質のものであります。

○門司委員 大臣も考え方のまづまづめと言われような不見識なものをどうして出されるのです。少くとも国会で審議しようといふしつてもありません。以上は、やはり法律の定義だけははつきりしておきたい。従つてもしこの内容が異なつて参ります場合には、当然題名をかへなければならぬ。題名をかへる場合には、一部改正とい

うううなあいまいな文字を使わないうで、やはり地方交付税法というよにかえてもらいたい。私はその精神にのつとつて審議がしたいのであります。そういたしませんと、これは一体どつちにどうなつていふのか見当がつかない。地方財政平衡交付金の趣旨はシャ

ウブ勧告から来ておるもので、今日の地方財源のアンバランスをこれによつて調整して行こうといふところにその基準が置かれていたことは間違いない。ところがこの地方交付税法といふ法に直さなければならなかつた理由は、これと非常に大きな開きがあつたので、地方制度調査会におきましては財政部会等では、今日地方財政といふものは非常にきつうくつになつておる。今の地方財政平衡交付金といふのは、単に基準財政需要額とさうに取入額とのアンバランスを埋めるといふだけであつて、しかもそれは国の予算の都合でいつでも伸縮自在になつてい

る。これでは法律自体は下からの積み上げ方式で自主性を持つておらない。實質的には自主性を持つておらない。そこで何とか地方財政に自主性を持たせることにする。昭和二十四年まであつた配付税的な性格を持たすことがよいであらう、そうして地方財政の根幹をはつきりさせようといふのが、大体この地方交付税法の生れて来たゆゑんだと私は考へてゐる。そういたしますと、配分の方法等についてはやや似たようなことが言えるかと思ひますが、しかし實質的にはこれは非常に異なつた法律であります。全然別な法律の考え方から出てゐるにもか

かわらず、地方財政平衡交付金法の一

部改正であるというようないまいな言葉を使われて、しかも今の大臣の御答弁のように、そう書いてあるからそういうように解釈してもらいたいというところでは、われ／＼これを審議するわけに参りません。法制局にお聞きしておきますが、一体こういう法律の取扱いは妥当であるかどうか。

○林政府委員 まことに適切な御質問だと思つてあります。私もどなたかと思つて、今までありました制度をかえて新しいものをつくる場合、立法技術をどういう形式でやるかということにつきましても、大体二つの方式があると考えております。一つはその法律を廃止、制定いたしますこと、一つは改正の形でやることとあります。その事情が本質的に、根本的に違つた場合には大体廃止、制定という形をとられるのが通例である。しかしながら、事柄の相当部分その内容が違つておつても、根本的な変更でないような場合には、大体的な議論として改正という形がとられてもよいものであらう、かやうに考えておるわけでございます。そこで従来の地方財政平衡交付金法を今度新しい地方交付税法にすることがはたして根本的な変更かどうかということにつきましても、これは実は自治庁の方からお答えすべきことかと思つておりますが、私も、やはり制度としては地方財政の調整という制度であるとして理解しておるわけでございます。どちらでも地方財政を調整するための一つの制度で、ただその財源保障の点におきまして、今までの平衡交付金法は、形式的には非常に整つた形であるけれども、財源保障が足りない。そういう意味で、その財源保障を一つの税

にリンクして調整しよう、こういう御趣旨であらうと思つてあります。貧弱な地方公共団体の財政を調整するという立場においては本質的にかわつておらない、こういうようなものではなからうかと、実は自治庁の御説明を伺つて考えたのであります。そういう意味におきまして、改正という方式もとり得るではなからうかと考えているわけでありまして。従来改正という形をとります場合、全文改正という形と一部改正という形がございます。私も今までこれにまつたぐ便宜的に考えておつたのであります。従来法律の内容を大部分形式的にもかえなくてはならない、こういう場合には、大体全文改正という形をとつております。しかし、かりに題名がかわりまして、その法律を形式的に一部いじれば済むような場合には、一部改正という形式をとつておることがしばしばござい

ます。こういう形は、政府から御提案申し上げました法律案にも、あるいは議員の方からお出しになりました法律案にもあるものであります。昨年の十六国会に、これは議員提案で出ておりますが、特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案というのが出たわけでございます。が、これは中小企業の中の特定のものについてある程度カルテルの結成を認めるという臨時措置法であつた。これが改正になりまして、題名が中小企業安定法という、まつたぐの恒久法に変わりました。また範圍も相当広がつたわけでありまして、こういうような形で題名の変更を加へまして御提案になつて成立しております。また政府から出しました法案

といひましたしても、例を申し上げますと、これは一昨年でございまして公共企業体労働関係調整法という法律があらつたわけでございます。これは御承知のように、いわゆる三公社と申しますのが、国鉄、専売公社あるいは電電公社の労働関係を調整するための法律であつたと思ひますが、これにいわゆる政府の五現業という特別会計の五つをこの対象に加へる。これは内容から申すと相当本質的な改正であつたと思つてあります。これを加へます際にもやはり一部改正の形で実はやつておるわけでありまして。題名に等という字を加へまして、新しく公共企業体等労働関係調整法という題名にいたしました。

内容から申しますと、従来の三公社のほかには五現業を加へるという形の改正をいたしましたわけでありまして。これは御承知のように、実は適用する法律の規定はほとんど同じで、ただ適用範圍が加わつたという形の点をとらえて、そういう一部改正の形で御審議を願つたものであらうと思つて。大体そういう考えでございまして、本質的に、根本的に制度がかわつてしまつたという場合には別といたしまして、ある程度従来の制度が維持されておるといふ場合には、必ずしも廃止制定にならず、改正という形も本質から考えていいのではなからうか。またその改正の措置をとる場合には、その規定のかわり方の多い少いによりまして、これは全部改正で行くか、あるいは一部改正で行くかというやうなことは、実は立法技術の問題であらう、大体においてかやうに考えておる次第であります。

○門司委員 今法制局からの御答弁でございしますが、先ほど事例に引かれまして二法案は、本質的には、實際の問題としては、そうかわつていないと私は考えております。この場合に、本質的に一つ大きくかわつておると思ひますことは、表題が現在ありますものは地方財政平衡交付金法と書いてあります。従つてこれは地方の自治体法律の内容的には横上げ方式になつておりますが、必ずしも地方の自治体の力というものがここに加わつておらない。そこに現在の国家財政の都合によつて伸び縮みもするといふやうな危険性があるものであります。これは一つの交付金制度になつておる。ところが今度の場合には地方交付税法という文字を使つております。税という文字を使つております以上は、地方の公共団体がある程度の課税権があるといふことが考えられなければならない。いわゆる國に對して當然それだけ地方に課すべきものであるといふ、地方団体の強力な一つの基礎がここに生れておると考える。またこれがこの法律を制定した一つの大きな原因であつたと考える。従つて本質的には地方の自治体に對しましては私は非常に大きな相違があると思つて。今までの交付金であつたから、法律の内容はアンバランスを埋めるといふことではあつたが、しかし國の財政の都合によつては、その交付金が多くなつてもあり、あるいは少なくなつてもやむを得ぬではないかという解釈が一部に行われたことは事實であつたと思つて。ところが今度の場合には、税と書いておられます以上は、地方の公共団体は明らかにこの税に對して、それだけのものはぜひこちらによさなければならぬといふ権限が与えられておる。従つて

した二法案は、本質的には、實際の問題としては、そうかわつていないと私は考えております。この場合に、本質的に一つ大きくかわつておると思ひますことは、表題が現在ありますものは地方財政平衡交付金法と書いてあります。従つてこれは地方の自治体法律の内容的には横上げ方式になつておりますが、必ずしも地方の自治体の力というものがここに加わつておらない。そこに現在の国家財政の都合によつて伸び縮みもするといふやうな危険性があるものであります。これは一つの交付金制度になつておる。ところが今度の場合には地方交付税法という文字を使つております。税という文字を使つております以上は、地方の公共団体がある程度の課税権があるといふことが考えられなければならない。いわゆる國に對して當然それだけ地方に課すべきものであるといふ、地方団体の強力な一つの基礎がここに生れておると考える。またこれがこの法律を制定した一つの大きな原因であつたと考える。従つて本質的には地方の自治体に對しましては私は非常に大きな相違があると思つて。今までの交付金であつたから、法律の内容はアンバランスを埋めるといふことではあつたが、しかし國の財政の都合によつては、その交付金が多くなつてもあり、あるいは少なくなつてもやむを得ぬではないかという解釈が一部に行われたことは事實であつたと思つて。ところが今度の場合には、税と書いておられます以上は、地方の公共団体は明らかにこの税に對して、それだけのものはぜひこちらによさなければならぬといふ権限が与えられておる。従つて

案の内容の中には、所得税、あるいは酒の消費税であるとか、法人税の一定割合を地方に配付するといふことが明確に書かれておる。このこと自体は、全文改正どころでなく、ほとんど本質的に趣意を異にしてゐると思つて。これは地方公共団体にとつて非常に重大な問題だと考えておる。こういう重要な内容を持つております配分の方法であるとか、あるいは算定の基礎であるとかいふやうなものについては、従来の平衡交付金とそうかわりはないやうな内容は持つております。法律自体の性格といふものは、地方の公共団体から見ると、これは非常に心強い一つの大きな力を政府に對して持つておることであつて、これだけきめられたものは必ず地方に出さなければならないといふことになつておる。そういうことから考えて参りますと、これは明らかに全然別個な法律であると解釈することが私は正しいと思つて。またそうでなければならぬと思つて。これについて今の法制局の答弁は二つの例を引かれておられますが、その例は全然違つたと思つて。そこで聞いておきたいと思ひますことは、交付金であり、またその性格と、ここに税法として現れて参りましたときの性格の相違でございますが、これについて法制局ではどういふふうに御解釈されておるのか、その点を承つておきたいと思ひます。

○林政府委員 その点は私あるいは自治庁からお答えすべきが筋かと存するわけでありまして、昭和十五年の改正のときにも実は配付税という制度がございまして、地方の財源の一つの調整のために税という名前がつけられておる

たわけでありますが、この税という名前をおとりになつたのは、やはりこれは国税の一定のものにリンクして、当然それだけのものを地方に配付するといふ、たとえば国税としてとる税金の一部が地方の財源になる、こういうところに主として御着目になつたものではなからうかと思つてあります。實質的に申せばやはり一つの財政調整の措置でございます。地方対国の関係で申せば、国でつた税金を一定基準によつて配分するといふ点においては、今までの交付金の制度とやはり本質的な差はないのではなからうか。財源の保障の措置が違ふことはおつしやる通りでございますが、配付する、あるいは交付するといふ点においては、本質的な差がないのじやなからうか、さように考へておるわけでありまして。

○門司委員 私は今この答弁はちよつと承服しかれるのであります。なるほど配分方式が違ふだけだといふことならそれだけで済みますが、しかしさつきから私が申し上げておりますように、地方の自治体の側から考へて参りますと、一つの課税権とまでは行かなくとも、明らかに課税権にひとしいものがやはり生れて来ていると思ふ。さつきお話をうに、徴収は国税としてするが、しかしその中の一定割合といふものは地方にこれを還元しなければならぬといふことになつて参りますと、ここに明らかに、課税権は持つておらないが、しかし課税権にひとしい考へ方が地方に生れて来る。同時に、取上げられた国の収入といふものが地方に義務づけられて、それだけのものがやはり配付されなければならぬ。従来の平衡交付金と性格上違

いますことは——同じようだとおつしやつておりますが、私から考へて参りますと、これの違ひといふことはどこに出来て来ているかと言へば、従来の地方財政平衡交付金でありましたらば、当初予算において大体交付すべき額がきまつておる。足らなければ補正予算ではつきり額だけはきめておる。ところが三つの税の一定割合といふことになつて参りますと、これは額がはつきりしてないものであります。事実上徴税してみなければわからぬのであります。額自体ははつきりしておらない。去年は一千二百五十億くらいのものでありましたが、今年もこれを当初予算において計算して参りますならば、あるいはそれと同じような数字が出て来るかもしれない。しかし税の徴収をしてみなければ一定割合の数字といふものがはつきり出て来ない。ここに同じような形は示しておりましたが、実際の取扱いの上には相違が出て来ると私は思ふ。従つてそれらの問題が条文の中にいろいろ書かれておりますが、地方財政法の中にも余剰財源その他等については地方の自治体が積み立てることができるといふようなことになつておると思ふが、これは明らかに従来の交付金と性格が異なる異なつておるから、これでは財政法も修正しなければいけないような形になつて生れて来ていると思ふ。そうすると今の御答弁で、同じようなものであるから、税と書こうと交付金と書こうと同じようなことだといふことになると、これは少し考へ方が違ひはせぬか。もしそういふ考へ方ならば、これははつきり交付金にしておいた方がまだいい。地方においてはどれくらい来るかわからぬ

一定の割合というよりも、むしろはつきりした数字で出した方がいゝかもしれない。同じ義務づけるなら、はつきりした総額で政府に義務づけるか、あるいは税の徴収額で義務づけるかといふことの二つのうちのどつちをとるかといふことになると、今の法制局のよる御答弁なら、私はむしろ総額で政府に義務づけておいた方があるいは安心かもしれないと思ふ。従つてどうも今の御答弁だけでは私も納得がいかないものであります。さらに聞いておきたいと思ひますことは、ここで定められた一定割合といふものは国が必ず地方に配付しなければならぬ義務があるかと私は考へます。また地方団体はこれを要求することができると考へるのだが、さういふ解釈で間違ひないかどうか。

○林政府委員 この改正案の内容を拝見いたしました。交付金の総額は所得税、法人税、酒税の百分の二十といふことが一応はつきりきまつております。従ひまして国としてはさういふものを交付税の財源として計上し配付すべき建前になつておると思ひます。ただこの六条の第二項で見ますと、やはりこれを一応の見込みで交付税といふものが予算に計上されて、その額が出て行くといふことに実際は相違があると思ひます。それで過不足があれば翌年度以降で調整するといふ建前になつております。また六条の三の二項を見ますと、その年によつて地方財政とか国の財政、ことに地方財政の点において制度の改正とかいろいろの関係があれば、その率をかへるといふことも書いてございます。それ以外はこの率がかへらないといふ意味においては、もち

ろんその年度においてこれら三つの税でとりましたものは、一応地方に配付する建前でありまして、その配付します年度は予算できまつておるのであります。その年度が次の年度になるか、あるいは翌々年度になるかは別といたしまして、さういふことに相違する建前になつておると考へるわけでございます。

○門司委員 私の聞いておりますのはさういふことではありません。税とはつきり書いておられますから、地方の公共団体はこの額を請求——と言つて、少し言葉が過ぎるかもしれませんが、要求して、地方に配付していただくことができる。あるいは国はそれを必ずやらなければならぬ。これは決算額と予算額との間に、国の税金の開きが相当ありますので、従つて当初予算で見積つた額だけでは、必ずしも決算額と同じようなものは出て来ない。そこに当初予算との間の伸び縮みが多少出て来る。そこで当初予算にはある一定の数字が出ておりましたが、決算額において必ずそれをオーバーすると私は思ふ。そのオーバーした分については、これは当然地方の公共団体に配付しなければならぬ。私は、税とここに書いた以上は当然さうならなければならぬと思ひます。交付金の場合にはさうでないかもしれない。必要なだけ配付すればいいのでありますから、それ以上のもは出す必要がないと思ひます。ここに税といふ字を書いて、地方にそれだけ安心感を与えるといふか、権限を与える形になつております以上は、決算額から来たものが当然配付されるべきであると思ふが、自治庁は大蔵省に向つてそれを要求することがで

きるかどうかといふことであります。○塚田國務大臣 御指摘の通りだと思ひます。また法律もそのようになつておると思ひますが、ただ最初からの御疑問の点は、実は部内での審議の経過を申し上げますと、私も門司委員の考へと同じような考へ方で、相当長い間事務局との間で話し合ひをしたわけでありまして。しかし結局において私が、なるほどさういふ考へ方に立つならばやむを得ないかなといふ考へ方で、まだ十分な了解点には行かなかつたのですが、一応この行き方で行かうといふことになつたのは、法制局側の意見もあつたのであります。実は私もこの地方財政平衡交付金法といふものをじつと読んでみておりましたが、さういふ感じがして来たのですが、これは題名から見ると地方財政平衡交付金といふものの法律のように書いてあるわけですが、ところが第一条を見るとさうではなくて、この第一条をこらういただと、財源の均衡化をはかるといふことと財源を供与するといふこと、この二つを目的にして、その手段に財政平衡交付金という制度を用いるといふ行き方、これがこの法律の建前なんでありまして。さうすると財政平衡交付金といふものは、この法律の第一条が目的としておるものの手段として使われ

ておるのであるからして、この平衡交付金が交付税といふものにかわつても、この法律自体の大きな筋にはかわりがない。ただその用いられる手段が平衡交付金であるか交付税であるかによつて、非常にかわつて来ることは御指摘の通りだと思ひます。私も実はこの題名をかえて何べんも読み直してみたのですが、題名をかえてもなるほど

この法律の表現の仕方から行くと、そう大して変なところがないなというところから、私も平衡交付税法でいいのじやないか、かたぐい大部分がそのまゝ使うという形になつておるものでありますから、便利な点もあつて、全文改正というところへ行かぬでもよいかもしれませんが、御納得が行くかどうか。私がその考えでこういう判断に到達しました経路はかようなものであります。

○門司委員 同僚の質問もありませんので、これ以上質問いたしません。いすれ条文にわたつてはまたあとで質問いたしますが、もう一つ大臣に伺つてはつきりしておきたいと思ひますことは、決算額から来るいわゆる一定割合といふものについては、自治庁は大蔵省に対してそれだけを必ず地方に配付できるようにされるものだというふうになり、先ほどの御答弁で承つたようでありますが、その通りであるかないかといふことを、重ねて聞いておきたいと思ひます。

○塚田国務大臣 その通りであります。

○加藤(精)委員長代理 床次徳二君。

○床次委員 私はこの交付税法の趣旨に關連してお尋ねしたいと思ひます。今度提案せられました交付税法は、いわゆる所得税、法人税あるいは酒税の収入額の二割が交付税として交付せられるのであります。これは予算上にきめられました地方財政計画、あるいは地方税法、あるいは地方起債というやうなものの総合されたものを前提として、提案されておるのではないかと思ひます。従つてもしもその前提であります地方税、あるいは起債等の処

置について相当大きな方針の変化があれば、あるいはこの交付税法の内部において修正を加えなければならぬものと思ひますが、この点大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○塚田国務大臣 大體の構想はその通りになつておると思ひます。そしてまたその結果が、今年の酒税の交付税の率に現れておるわけでありまして、しかしそのところを基準にしてスタートはいたしておりましたが、一応こういうぐあいにきまつて参りました以上は、個々の部分は一応固定をいたして参るわけでありまして、もつとも非常にずれ参りますれば調整をしなければならぬので、他の部分と調整できる範囲においては、調整して行くことになつておるのであります。ところで今年のこの決定の仕方によつて他の部分に非常に大きなずれが出て来るということになる、少くとも今年の単年度についてはどういふように考へるか。ただ今年の情勢の変化に応じて、すぐに交付税の率などをかへるといふことになる、今年の変化が今年だけの変化であるかどうかということによつて、影響するところが非常にかわつて参るものから、今年想定しておる税法、起債の変化がそのまゝこの交付税法の基本の部分にまで影響して来るかどうかは、変化をして来る面によらなければわからない。こういう關係になつております。

○床次委員 大體御趣旨はわかりました。しからばお尋ねしたいと思ひますが、今回の交付税法の附則におきましては、特例を設けておりました。本年度におきましては、大體百分の十九・六六、来年度からはこれが百分の

二十といふふうになつておりました。わずかな数字ではあります。明年年度の変化に対応いたしまして数字をかへておるのであります。かようなこまかい修正と申しますか、訂正を各年度において一々やるようでは、たゞいま御答弁の税率を固定しておくと御趣旨には反するのではないかと申すのであります。この点どういふ御見解でありますか。

○塚田国務大臣 今年のこの法律ができましたれば、この二十という率といふものは、こういうこまかい修正の段階においては、今後変更は全然あり得ないわけでありまして、今年だけは編成のいきさつから、こういうことになつております。

○床次委員 なおこの際参考として承つておきたいのであります。今日地方税法につきましては、それが、当委員会において審議中でありまして、場合にやりましたならば、相当の異同も生じなければならぬかとも思ふのであります。その一例として最も著しいものをとりあえず参考として申し上げてみますと、事業税におきまして、個人の事業税の算定の場合の基礎控除を増率したい、政府の案によりまして本年度並びに明年年度との間におきましては、基礎控除の額に一万円差をつけておるのであります。この一万円ばかりの差が、やはりたゞいまお話をいたしました十九・六六の数字の一つの基礎でもあつたのだらうと思ふのであります。当委員会の今日の空氣におきましては、個人の事業税の基礎控除を明年年度以後におきまして十萬円に引上げようといふ、大ざつばに申しましてこれでおよそ六十億

くらゐの財源がかわつて参りますが、これだけの財源の異同が予想せられる場合におきまして、依然として百分の二十を明年年度以降固執するということでは、地方財政上非常に無理なことであらうと思ふ。むしろこの際百分の二十を修正いたしまして、もう少し適當な数字にしていただく方が、今日の財政計画あるいは将来の交付税に対する方針といたしましては適當であらうと思ふのであります。この点に關して大臣の御意見を伺いたい。

○塚田国務大臣 国会側いろいろ修正の御意見があるということは何つて、当初考へました構想と大分いろいろな点でかわつて参りましたので、弱つておるのであります。ただ今お尋ねのやうな考へ方からは、すぐに百分の二十という率をかへるといふようにして、私は参らないと思ふのであります。一応あそこを固定しておきまして、むしろその御修正がありまして、大きな増減の生じないようになつて行きたいといふ考へ方を強く持つておるのであります。

○床次委員 明年年度のことではあります。これはなにか、困難ではあります。が、もしも明年年度から相當の財源が所要であるということが明らかになりますならば、本年度のうちににおきましてその対策を講じておくのが適當であらうと考へるのであります。大臣は、他の方にも適當なものがあるだらう、その方でも調整することができるかもしれないといふお話であります。一例を申し上げますと、タバコ消費税を増徴いたしまして財源を確保するといふ方法もあるのであります。その方

法もよいと思ひますが、あるいはタバコ消費税の増率、あるいは平衡交付金の増率と申しますか、この率の修正、まあこのいずれかによるのが一番よいのじやないか。六十億ぐらゐを節約してもつて補填することは、今の財政需要の状況から見ますと、困難ではないかといふように予想されるのであります。この点、予想の話であります。が、どちらに持つて行く方が當局として事務的に都合がよいか、御意見が承れば承りたい。

○後藤政府委員 本年度の問題と来年度の問題と二つあると思ひます。本年度の場合に非常に大きな穴があきますと、やはり本年度の率の問題といふことに相なると思ひます。来年度から平年度の計算をいたします際には、現行税制を基礎にした場合の平年度計算でありまして、その場合には自然増収が考へておりません。従つて自然増収がどの程度あるかといふ問題もからんで参りますので、今ここでいふやうにどういふようになるのかといふやうにおつしやいまして、すぐには結論が出ないのじやないか、かやうに考へております。

○床次委員 たゞいまの問題は、来年度の問題であり、将来の仮定の問題であります。が、この程度にしておきまして、この点はしかし当局もよく考へておきたい。いづれもう少し具体的に承らなければならぬ場合もあり得るということも留保して先に進みたいと思ひます。

○後藤政府委員 次の問題は補正係数の問題であります。当初平衡交付金制度が実施せられる場合、当委員会におきまして私は当局にお尋ねいたしましたのであります。が、

としての二十億の中には、お尋ねの振興費関係のものも交付金計内に関するものもふくまれているとあります。それから振興費につきましても、おつしやるようなこまかい査定が行われておりますが、交付税関係につきましてもはかような査定は行われておりません。

現在のこの法律によりまして交付税の算定方法に準ずる方法によつて、算定方法をきめまして、それに従ひまして算定するわけでありまして。

○床次委員 今の御説明によりまして、大体交付税額というものがきまつておれば、そういうことが一応言える。しかし交付税額が確定しておらないときは幾ら入つておるかということ、なか／＼明瞭でないのじやないかと思うのでございまして、大体この点内訳として交付税額は予想しておられる、その予想された額が前提となつて、振興費というものが出ておるかという点を伺いたい。

○柴田説明員 昭和二十八年度におきまして地方財政平衡交付金として、普通交付金系統のものの特例交付金系統のものとの合せまして、確か四億ばかりだつたと思ひます。その中から特別交付金系統のものを除きまして、奄美群島の日本に復帰するために要しました特殊の財政需要、それを着しまして、普通特別交付金系統のものは、大体平年度化したとすると、十億に満たない額じやないかと思ひますのでございまして、その辺に復帰後第二年度に要します必要な特別財政需要額というものを計算いたしまして含んでおることになるわけでありまして、大体その額の細目につきましてはまだ大蔵省と折衝中でありまして、二十億の奄美群島善後処理

費をやつて行けるのじやないかと思ひます。

○床次委員 一応これで質疑を打ち切りませんが、適当なときに経済審議庁の調査しました結果につきまして、政府から伺いたいと思ひます。このことを申し添えておきます。

○加藤(精)委員長代理 北山愛郎君。

○北山委員 私は当面の問題についてお尋ねしたいと思ひますが、実は先週の金曜日でありましたが、当委員会の地方税小委員会におきまして政府の方から年度の当初における地方財政の運轉資金がこの四月の初めに困る。そこで地方財政交付金の法律の成立を待つておつては時間がおそくなるから、暫定的に臨時的な立法によつて地方交付税交付金の概算交付をするようにしたいと思ひますが、どうな御話がありまして、小委員会では皆さんが了承されたわけでありまして、ところがその後どういふうな立法は、技術的なかなかなむすかしいというようなお話があつたわけでありまして、それがどういふ点でむすかしいのであるか。何でも大蔵省の方で反対されたということでありまして、その間の経緯をこの際お話を願ひたいのであります。

○後藤政府委員 概算交付の法律の問題であります。御存じの通りまだ特別会計ができておりません。従つて概算交付をいたしますと、現在の予算科目では特別会計の繰入金になつておりますので、特別会計を新しくつくらなければなりません。新しい特別会計をつくつて、そこに一般会計から入れて交付する、こういうことになるのであります。これは交付金の時代でありまして、特別会計制度がなかつたので非常

に簡単な法律で行くのであります。特別会計制度というものをよくつくるような建前になつておりますので、その特別会計の法律が通らぬ限りは別の特別会計をつくる必要がある、そういうことで技術的に非常にむすかしい法律になるのであります。そういうむすかしい法律をつくるよりも、交付税を早く議決してもらつた方がいではないか、こういう意見が一方ではございまして、その点で政府の間で意見がまだまとまつてないのであります。われ／＼はできるだけ早く概算交付ができるような方向に持つて行きたい、かように考へて努力しておる次第であります。

○北山委員 今の点はこの前の小委員会でも、さうなお話があつたのであります。自治庁としては法律的にこれは可能であるという見方でおやりになつたと思ひますが、私どもも非常に異例な法律ではあるけれども、あるいはできないこともなからうと思ひますが、大蔵省の反対があつたというふうにも聞いておりますので、この際この点についての大蔵省側の御意見を承つておきたい。

○鳩山説明員 ただいま後藤財政部長から御答弁申し上げましたように、特別会計法を至急に設置いたしませんと金算計法を出さない、これは項を動かすことになりまして、予算を補正することが必要になつて参るのであります。応急措置として特別会計を設置するといふことにつきましては、大蔵省としては前例のないことであります。そういうことであれば現在御提出してございまして特別会計法を、至急あげていただく方が筋ではないか、こう考へております。なお今後いろいろなかの条

件によつていろいろ／＼かわつて来るという面が当然考へられますが、そういう面はあとでこちらの方を改正して、その最終的にきまつたところに合致するといふようなことが可能ではないかと考へておる次第でございます。

○北山委員 ただいまの異例な立法措置でありまして、それなにつきましても、やはりなお御研究を願ひたいと思ひます。私どももこの交付税法をなるべくすみやかに審議をする建前からきようやつておるわけでありまして、しかし何しろ地方税法との関連もありまして、いろいろ／＼難航しておるわけでございますから、それらの点についてでも遺漏のないような立法的な準備というものを、並行してお進めを願ひたいといふことを要望しておきます。

さらにそれ以外の年度当初における地方財政に対する臨時的な運轉資金の短期融資の問題、この例は今までも年度の初めにはあつたわけでありまして、本年は特に地方の金融が引締まつておるようないろ／＼な関係があつて、地方財政としては年度初めは特に苦しいときではないか、かように考へるわけでありまして、これに対する短期融資についての具体的な準備等がどの程度に進んでおるか、またどの

程度に運轉資金の融資ができるか。要するに平衡交付金等が入つた場合に返還するその間のつなぎとしての短期融資、これをどの程度にお考へになつておるか、できるだけ具体的に御説明を願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 年度当初の一時融資の問題であります。昨年までは大体二百億程度の繰越金がありましたので、その中で短期融資をいたしまして、大体やつて来たのであります。本年は御承知の通り國の資金運用部資金、簡保資金等の繰越しが百億ちよつとばかりしかございせんので、実は昨年からの心配をしておるのであります。百億くらいであります、非常に不便なところが出て来る可能性もありませんし、御存じのような金融の引締めてありますので、私どももいたしましては大蔵省と協議いたしまして、その点遺憾のないようにお願ひしたいといふことはたび／＼申し上げております。

現在のところでは、この八日ごろに今月の俸給が出るわけでありまして、俸給が出ます、一回のところは二十日でございますが、二回のところはさらに二十二、三日ごろ出る、こういうことに相なつております。できれば第一回の八日に間に合つて交付税法をあげていただくかつたのであります。これがいろいろ／＼な関係で遅れておりますので、次の機会にはどうして短期融資と合せて処理していただくようには考へております。大蔵省との間ではいろいろ協議いたしまして、これは毎年のことではありますので、私どもも別に通牒を出しておりません。大蔵省の資金の還

流の状況を見て、そうしている／＼財務局方面に手当をしていただくようにお願いしておる次第であります。

○北山委員 その短期融資の金額につきまして、一説によるとあるいは百五十億くらいになり得るかもしれないが、今後の還流状況を見れば百五十億くらいになるかもしれないという見通しを聞いておるのであります。大体今のところではどの程度になるかということ、それから単に資金運用部資金等の繰りという問題だけでなく、地方財政に対する政府の一方の考え方というものが、その根底にあるのではないかと、その推測されるのであります。と申しますのは最近地方の銀行等から地方団体が金を借りるというように、それが地方の金融の引締めになつた一つの影響を与えておるのでありますから、そこで日本銀行においては地方団体が地方の市中銀行等から金を借りるというのを好まない、何でも自治庁あるいは大蔵省等に申入れをしたというふうな話も伝わつておるわけでありまして、そういう日銀あるいは銀行、金融団体等の意向が政策に反映して、そうして地方公共団体が年度の初めにおいて、相当に金繰りが苦しい、台所が苦しいにもかかわらず、地方団体のほうに金を使わせないようになつていくような気持から、積極的に短期融資の問題を考えてくれないのじやないか。これは邪推かもしれませんが、そういうふうにも考えられる。そこでそういうことがあ

るのか、その点も塚田長官あるいは大蔵省の方からお伺いしたいと思

うのですが、以上の二点をお伺いいたします。

○後藤政府委員 第一点の繰越金の額であります。これは私はつきりしたことを記憶していないのであります。が、百二、三十億になると私も思つております。百五十億くらいになるかもしれないが、最近の状況を私聞いておりませんので、その点百二、三十億、こういうふうには私は考えております。

それから第二点であります。日本銀行が引締めておることは事実であります。しかしこれにはいろいろ事情がありまして、この間地方の市中銀行の大会がありまして、私参りましていろいろお願いもいたして来たのであります。が、その際いろいろ御質問もあつたが、地方銀行の中で日本銀行からの借入れに待たない銀行と、それから高率適用まで受けておる銀行と二色あります。問題は高率適用を受けておるような銀行でありまして、特殊な地域に問題があるわけでありまして、もちろん全体的に引締めはいたしておりますが、資金の余裕のある銀行と、余裕のない銀行の差が非常にありはしないか、従つてわれ／＼の方の公

募債の問題も、それから一時融資の問題につきましても、同じような基準で判断されては困るというのを申し上げたのであります。それから地方団体の側、地方財政需要の問題もからんで参ります。しかし私どもは二十八年度の公募債は、二百三十五億もありまして非常に歴大な公募債でありますので、この消化を非常に憂えておつたのであります。しかし実際問題として三月の終

りまでに公募債というものが案外返つて来ないのであります。引受けができなかつたという額は非常に少なくなつております。これは地方銀行が逆に借り入れたものを日本銀行に持ち込みまして、そうして日本銀行と地方銀行との間の問題として、それが大蔵省の方になつておるのであります。しかし私ども日銀にも参りまして、いろいろ公募債の消化につきましてもお願いもいたしておりますが、困る／＼とはおつしやいますけれども、しかし別に正式なものと何の意見も聞いていないのであります。私どもは、地方団体側も困るのだから、ぜひ引受けてもらいたいという一本やりで、現在お願いいたしておるのであります。

○加藤(精)委員長代理 北山委員に申し上げますが、非常に重要なことで、目下地方団体の資金の逼迫の事情にかんがみまして、適切な御質問と御回答であります。何しろ両法律案の成立を相当急がなければならぬ関係がございまして、できれば二つの法律案の内容について御質疑あらんことを希望いたします。

○北山委員 今のをもう少し、百三、四十億というのは、もしできればまるまるこの短期融資の方にまわすというお考えであるか。ただそれだけ出て来るのだ、日銀にも頼んでおるのだというふうなことでなくてできるだけかき集めてこれくらいは分は貸せる、できたら貸すんだというふうな方針であるか。どうも非常に抽象的ではつきりしないので。

○後藤政府委員 四月初めの一時融資は、大体地方団体が大部分であります。従つて大部分のものが地方団体に私どもはまわるものと考えております。またそういうお願いをいたしております。

○加藤(精)委員長代理 石村英雄君。石村委員 ちよつとさつききの門司さんの質問に関連いたしまして、法制局の方にお尋ねいたしますが、今度の平衡交付金が交付税法というようにかわつたり、あるいは入場税が入場譲手税というように税という言葉が使つてあるのですが、これはわれ／＼の常識からいふと、税金というものは国民が国あるいは地方団体に義務的に納める金というものが常識だと思つて、こ

ういうように税という言葉をお使いになつたことから、法律的にどういう差があるかということ。交付金あるいは譲手金とするのと、入場譲手税ということにし、あるいは交付税とする、そこに法律的な効果の差がどうあるか、お教え願ひたいのです。

○林政府委員 これは御承知のように昭和十五年の中央地方を通ずる税制改正の場合に、配付税と還付税というものが実はできておつたわけです。今度の交付税あるいは譲手税も、そのときの税という言葉をお使いになつたお考えに、大体近くなつておるのではなからうかと考えるのであります。これはもちろんいゆる普通の国税なり地方税のように、国なり地方公共団体が、一般の国民なり住民に対してかける普通の税とは、どうも性質が大分違つたのですが、しかしやはり実は地方公共団体の独立の財源であるという趣旨を強調するといふ御趣旨から、独立財源といふものは、やはり税といふ名前をつけるのが至当であるといふ御趣旨では

ないかと思つております。もう一つは先ほどちよつとお答えいたしました、が、国税の一定のものについて一定の割合でリンクする。従つて国全体として考えれば、一応国税としてとつたものの一部を地方につけて、そういう意味で税という名前がついてゐるのである。地方税と同じ性格になるというものではないと存するわけでございます。これはやはり具体的な法律の内容に従つて、その性格は判断されるものと思つて、大体その気持と申します。結局申しますれば、大體その気持と申します。そのニュアンス、こういうところに現れてゐるのではなからうか、こう考えてゐるわけでありまして。

○加藤(精)委員長代理 床次委員に申し上げますが、経済審議院から総合開発第二課長の奥田訓明氏が参つておりますが、先ほどの……

○奥田訓明 台風の御説明を申し上げます。経緯を申し上げますと、御承知のように特殊土壌の開発保全を考へます法律が通つておりました。その法律にかんがみまして特殊土壌対策審議会というものが設けられておるわけですが、この審議会におきまして平衡交付金の算定をする場合に、特別の補正を行つてもらひたい。地方債の発行額を増しでもらひたい。補助事業の補助率を引き上げてもらひたい。その他の方法につきましては審議会決定という事になつておるわけでありまして、その第一項の平衡交付金の算定に際して、特別の補正を行つてもらひたいというものを考へます場合の一つの資料とい

ないかと思つております。もう一つは先ほどちよつとお答えいたしました、が、国税の一定のものについて一定の割合でリンクする。従つて国全体として考えれば、一応国税としてとつたものの一部を地方につけて、そういう意味で税という名前がついてゐるのである。地方税と同じ性格になるというものではないと存するわけでございます。これはやはり具体的な法律の内容に従つて、その性格は判断されるものと思つて、大体その気持と申します。結局申しますれば、大體その気持と申します。そのニュアンス、こういうところに現れてゐるのではなからうか、こう考えてゐるわけでありまして。

○加藤(精)委員長代理 床次委員に申し上げますが、経済審議院から総合開発第二課長の奥田訓明氏が参つておりますが、先ほどの……

○奥田訓明 台風の御説明を申し上げます。経緯を申し上げますと、御承知のように特殊土壌の開発保全を考へます法律が通つておりました。その法律にかんがみまして特殊土壌対策審議会というものが設けられておるわけですが、この審議会におきまして平衡交付金の算定をする場合に、特別の補正を行つてもらひたい。地方債の発行額を増しでもらひたい。補助事業の補助率を引き上げてもらひたい。その他の方法につきましては審議会決定という事になつておるわけでありまして、その第一項の平衡交付金の算定に際して、特別の補正を行つてもらひたいというものを考へます場合の一つの資料とい

ないかと思つております。もう一つは先ほどちよつとお答えいたしました、が、国税の一定のものについて一定の割合でリンクする。従つて国全体として考えれば、一応国税としてとつたものの一部を地方につけて、そういう意味で税という名前がついてゐるのである。地方税と同じ性格になるというものではないと存するわけでございます。これはやはり具体的な法律の内容に従つて、その性格は判断されるものと思つて、大体その気持と申します。結局申しますれば、大體その気持と申します。そのニュアンス、こういうところに現れてゐるのではなからうか、こう考えてゐるわけでありまして。

○加藤(精)委員長代理 床次委員に申し上げますが、経済審議院から総合開発第二課長の奥田訓明氏が参つておりますが、先ほどの……

○奥田訓明 台風の御説明を申し上げます。経緯を申し上げますと、御承知のように特殊土壌の開発保全を考へます法律が通つておりました。その法律にかんがみまして特殊土壌対策審議会というものが設けられておるわけですが、この審議会におきまして平衡交付金の算定をする場合に、特別の補正を行つてもらひたい。地方債の発行額を増しでもらひたい。補助事業の補助率を引き上げてもらひたい。その他の方法につきましては審議会決定という事になつておるわけでありまして、その第一項の平衡交付金の算定に際して、特別の補正を行つてもらひたいというものを考へます場合の一つの資料とい

ないかと思つております。もう一つは先ほどちよつとお答えいたしました、が、国税の一定のものについて一定の割合でリンクする。従つて国全体として考えれば、一応国税としてとつたものの一部を地方につけて、そういう意味で税という名前がついてゐるのである。地方税と同じ性格になるというものではないと存するわけでございます。これはやはり具体的な法律の内容に従つて、その性格は判断されるものと思つて、大体その気持と申します。結局申しますれば、大體その気持と申します。そのニュアンス、こういうところに現れてゐるのではなからうか、こう考えてゐるわけでありまして。

○加藤(精)委員長代理 床次委員に申し上げますが、経済審議院から総合開発第二課長の奥田訓明氏が参つておりますが、先ほどの……

しまして、中央気象台が作業をし、資料として審議庁の方に送つて参つたのが、合風度というものでございます。これは審議会の決定ということになつておりまして、内容をかいつまんで申し上げますと、大正十五年から昭和二十七年までの間に來襲いたしました台風の回數、それからその強度というものを組み合せて、それがどのような形に分布されておるかというのを指數化して現わしたものであります。内容は印刷物がなくなりまして、お手元にお届けするわけには参りませんが、後日でき次第お上げするようにいたしたいと思ひますが、かいつまんで申し上げますと、鹿兒島、宮崎、高知といったようなところに來襲の頻度、強度が高い數字が出ておる。だん／＼東進し、北進するに従ひまして低くなつておりまして、北海道が一番低く、さらに太平洋岸と大西洋岸とをわけてみますと、太平洋岸の方が日本海岸に比較いたしまして高い數字を示しておるといふような結果になつておるのであります。先ほど申し上げましたように、この資料というのは特殊土壤審議会で決定になつたものであります。これをいかように使うかという点につきましては問題に觸れておりませんし、さらに若干の点につきまして補足の資料の整備が必要なおところもあるといふのが現状であります。ごく簡単にありますが……。

○床次委員 今説明員から報告を聞いたのでありますが、できるだけその結論を整備いたしまして、これが平衡交付金の配付、補正係數等に役立つよう研究を続けてもらいたい、なお関係当局に十分打合せられんことを要望いたします。

たしまして質問を打切ります。

○加藤(精)委員長代理 他に御質疑はございませんか。なければ散会後ただちに理事会を開きますから御參集を願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

昭和二十九年四月十日印刷

昭和二十九年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局